

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年8月26日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	山	本	宏	一
同 上	井	上	直	樹

# 包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和3年8月26日

和歌山市監査委員

和行経第33号  
令和3年8月10日  
(2021年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>消防機関の出動状況について 火災・風水害等の出動状況については、常備消防及び非常備消防ともに集計にとどまり、前年度との比較等の分析がされていない。 業務改善や情報開示拡充のためにも、集計データを活用し、また、分析結果を消防年報等により公開することが望ましい。</p>	<p>出動件数について消防年報に集計データ及び前年度と比較した結果について掲載することとしました。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>30</p>
<p>消防団員の教育訓練について 消防団への委託業務契約書において、「消防団の教育、訓練は年間5回以上実施する」としているが、計画通り実施しているかどうかについて、具体的な確認が和歌山市において行われていない。 消防団には、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行うことが求められているため、災害に対して、適切に対応できる能力が確保されるように、教育訓練結果について、把握することが必要である。</p>	<p>指摘を受けた件について令和2年度分を確認したところ、訓練の実施回数は613回、参加人数延べ3,709人（各分団平均回数14.6回）となっており、十分な回数を実施していることが確認できました。引き続き災害に適切に対応できるような教育訓練の実施及び訓練結果の把握に努めます。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>34</p>
<p>業務委託料の確認について 和歌山市は、消防団と業務委託契約を締結し、消防団の運営管理や、消防団の施設等の維持管理、団員の教育訓練業務を委託している。 和歌山市においては、各分団に業務委託料使用明細書を提出させており、ほとんどの分団に関しては、業務委託料を適切に執行している。しかし、一部の分団から提出された明細内訳に研修旅行等の明細が含まれており、業務委託費の使途として、適切であったかどうか調査すべきであったと考えられるが、和歌山市では調査を実施していなかった。 業務委託契約書において、消防団は委託料に余剰金が生じた時は、速やかに和歌山市に返納しなければならないと規定されていることから、業務委託料使用明細書を確認し、業務委託料の用途が適切であったかどうかを調査することが必要である。</p>	<p>指摘を受け令和2年度分の業務委託料使用明細書を調査し、使用用途が適切であったことを確認しました。今後も引き続き業務委託料の用途について調査を実施していきます。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>34</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>消防団報酬の見直しの必要性に関する検討について</p> <p>和歌山市における消防団では、定数1,750名のところ1,630名であり、定数不足の状態になっている。</p> <p>一方、和歌山市の消防団員の報酬は、地方交付税の普通交付税標準額と比して低い水準にあり、他の中核市や県内市町村に比しても低い水準にある。</p> <p>地方交付税については、制度上必要額をそのまま支給されるものではないとはいえ、一定の額が交付されており、また、交付税標準額は消防団員の報酬額の妥当性を判断する基準であるとも考えられるため、支給水準の見直しを引き続き検討する必要がある。</p>	<p>消防団員の報酬は、引き上げできるよう関係部局との折衝に取り組みます。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>35</p>
<p>消防団報酬の支給方法について</p> <p>消防団員への報酬の支給は各消防分団に団員の報酬総額を支給し、各団員への支給については、全員の受領印を入手することにより確認を実施している。この支給方法により和歌山市では、消防団員として登録はされているものの活動実績がない、いわゆる「幽霊団員」に対する支給に関し一定の牽制が効いていると考えられる。</p> <p>一方で、総務省消防庁は更に踏み込んで、報酬を団員の個人口座に振り込む方法により、団員本人に支給をすることを求めている。団員個人の振込口座を把握するにあたり、一定の時間はかかると考えられるが、団員個人への振り込み支給の検討が望まれる。</p> <p>また、幽霊団員が発生しないよう、東京消防庁が導入を検討している出動アプリの導入等、活動実態についても把握に努めることが望まれる。</p>	<p>消防団員の報酬の支給方法については、団員個人の銀行口座振込みの導入に向けた検討を進めていきます。</p> <p>団員の活動実態については、引き続き実態調査を実施して把握に努めます。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>35</p>
<p>消防団員の寄付金受領の有無について</p> <p>消防団は、市町村の組織であり、市が把握していない状態において、寄付金を募る或いは寄付金を受領するということは、違法行為となる可能性がある。他の自治体においては、市民の声を受け、消防団員による寄付金の募集や受領を禁止している自治体もあるが、和歌山市消防局では、和歌山市消防団が寄付金を募っているかどうかについて、別途把握をしていない。</p> <p>違法行為の発生を防止・発見するため、和歌山市として、各分団長から寄付金を受領していないこと等の確認書を入手するなど、消防団の寄付金行為に関し調査を行う必要がある。</p>	<p>消防団の寄付金行為に関し、聞き取り等の調査を行います。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>36</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

### 〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>消防音楽隊見直し検討について</p> <p>消防音楽隊は多くの政令市等において設置され、消防活動の広報や消防のイベントにおける集客といった目的があることは認められる。一方で、消防音楽隊は消防隊員及び消防団員で構成されており、勤務時間外においても楽曲の練習をする必要があり隊員及び団員の負担になっている可能性がある。</p> <p>他の自治体においても廃止している自治体もあり、広報や集客の効果と隊員及び団員の負担を勘案して存続の可否を検討する必要がある。</p>	<p>音楽隊については平成24年度に機能別消防団の制度を採り入れ、消防職員の負担を大幅に軽減したところで、演奏技術についても飛躍的に向上しています。今後も隊員及び団員の負担が過度とならないよう留意し、消防広報、防火啓発、消防団員加入促進をはじめ、市のイメージアップにつながるよう活動していきます。</p>	消防局 消防総務課	37
<p>女性消防吏員の活躍推進のための取組について</p> <p>総務省消防庁では、女性消防職員の割合を2026年度当初までに5%に引き上げる数値目標を定めており、和歌山市消防局においても、当該目標を達成するため、ホームページ上に女性消防職員の活躍に関する情報等、一定の対応策を講じているが、上記のとおり、消防職員全体に占める女性消防職員の割合は、全国平均を下回った水準となっている。</p> <p>和歌山市消防局においても、女性消防職員の割合を増加させるべく、一定の対策は講じているものの、そもそもの受験者数が少ないことに加え、2026年度までの具体的な増員に向けた取り組みも存在していない。効果的かつ効率的に女性消防職員の割合を増加させる目標を達成するため、一定の具体的な取り組みが必要である。</p>	<p>令和3年度についても市内中学校、高等学校へ継続してパンフレット等を配布するとともに、試行的にこれらの場所へ直接赴き、女性消防職員から消防の仕事について興味を持ってもらうようPRを行います。また、消防署見学に来庁された小学児童に対して、女性消防職員について関心を持ってもらえるよう努めてまいります。</p> <p>令和4年度から、市内の中学校、高等学校へ計画性をもって赴きPR活動ができるよう取り組みます。また、ホームページに掲載している女性消防職員の職務内容等について見直しをかけ、再アピールするとともに、和歌山市人事委員会と協力し、職員採用試験募集案内時において、案内方法等について検討していきます。</p>	消防局 消防総務課	42
<p>土地の貸借契約に係る交渉記録の文書化について</p> <p>消防出張所として民間事業者より賃借している土地について、毎期貨料について交渉のうえ、更新契約を締結しているが、当該賃料の交渉経緯について、文書による記録が残されていない。</p> <p>少額ながら、賃料は少しずつ上昇傾向にあり、業務の適切な引継ぎ及び監督の観点からも、交渉記録を文書化しておく必要がある。</p>	<p>今後は文書で記録を残すようにしました。</p>	消防局 消防総務課	42

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>一般社団法人和歌山市消防協会を通じた自動販売機の設置について                      空きスペース利用の一環で、自動販売機の設置を行っているが、当該設置契約について、一般社団法人和歌山市消防協会を通じて行っている。                      設置に伴う地代及び電気代は、収受しているものの、自動販売機売上収入に係る収益は計上しておらず、直接契約を結んでいた場合に得られる利益を逸失している可能性があるため、直接契約を結ぶことの検討をすることが望ましい。</p>	<p>入札等の方法を研究し利益を逸失することがないように進めていきます。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>44</p>
<p>自動販売機設置にかかる業者選定の公募について                      自動販売機設置については、一般社団法人和歌山市消防協会に公有財産の使用許可を出しているものの、業者の選定において公募等は実施していない。                      業者の選定においては、公平性の観点から公募を実施し入札等により業者を選定すべきである。</p>	<p>一般社団法人和歌山市消防協会と調整を図りながら入札できるよう進めていきます。</p>	<p>消防局 消防総務課</p>	<p>44</p>
<p>防災学習センターの運営委託費について                      消防局は一般社団法人和歌山市消防協会に対し、随意契約により防災学習センターの運営・講習会等開催業務を包括的に委託し、令和元年度においては年間34,640,131円の委託費を支出している。                      当該協会への委託費は協会提出の見積書をもとに算定されているが、見積書における積算根拠は必要な費用の単価及び工数又は数量が記載されているのみであり、委託料を算定するにあたり十分な情報が記載されているとは言い難い。                      特に、人件費については、課として必要人員の概算はしているものの、ポジションごとの年収単価と人員数により算出しているのみであり、どのような業務をするにあたり、どのような資格・給料の人員を業務ごとに週何日・何時間を割り当てるかといったタイムテーブルのような情報がなければ、業務ごとに対する人員の過不足が判断できず、委託料の積算根拠として十分とは言えない。                      消防局は業務委託料を算定するにあたっては、積算根拠を十分に吟味し委託料を決定する必要がある。</p>	<p>防災学習センターの運営委託費について、運営に必要な人員を明確にするための積算資料（タイムテーブル含む）を作成したうえで、令和4年度の契約時には、その積算根拠をもとに契約を締結します。</p>	<p>消防局 予防課</p>	<p>49</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

### 〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>住宅用火災警報器の設置率の増加について</p> <p>平成18年の義務化から10年以上が経過しており、既存住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されるため、老朽化した住宅用火災警報器の交換など適切な維持管理を促進することが望まれる。</p> <p>住宅用火災警報器の未設置については、訪問調査により設置の有無を確認し集計し統計を取っているものの、未設置の理由までは聞き取りを実施していない。</p> <p>住宅用火災警報器の設置率は100%を目指しているものの、伸び悩んでいる状況であり、未設置の理由を分析することにより、より高い設置率を目指すことが必要である。</p>	<p>住宅用火災警報器の設置率の増加について、令和3年度中に未設置の理由を調査し、その理由を分析したうえで、設置率向上につなげるための効果的な普及啓発活動に着手します。</p>	消防局 予防課	51
<p>防火管理者の長期にわたる未選任について</p> <p>令和2年11月時点で5年以上にわたって防火管理者を選任していない防火対象物が65件存在する。防火管理者を定めていないことは重大な消防法令違反であり（和歌山市火災予防査察要綱第23条）、消防長又は署長は、査察により不備欠陥事項を是正指導したにもかかわらず是正されない場合において、これを放置することが著しく危険であると認めるときは、和歌山市火災予防違反処理要綱により必要な措置を講じるものとされている（和歌山市火災予防査察要綱第24条）。</p> <p>長期にわたって違法状態になっている建築物については、具体的な計画を作成させた上、違反を解消することが必要である。</p>	<p>防火管理者の長期にわたる未選任について、該当する防火対象物に対して、違反を解消するための査察に着手しています。違反施設を大幅に減少させるため、改善が見込めない防火対象物に対しては、改善計画報告書を提出させるなど必要な措置を講じます。</p>	消防局 予防課	57
<p>市の施設における防火管理者の未選任について</p> <p>市の施設において、防火管理者が未選任・未届出の施設が1件存在した。今年の4月の人事異動により前任の防火管理者が異動したことによる未選任であり、監査期間中の11月時点に選任・届出がなされたものの、これは、重大な消防法令違反にあたる。（和歌山市火災予防査察要綱第23条）</p> <p>市の施設である以上、人事異動があったとしても防火管理者が不在となることのないよう適切な引継ぎ、選任が必要である。</p>	<p>市の施設における防火管理者の未選任について、令和3年度4月当初に査察及び電話確認による方法で市有施設に対して、防火管理者の変更の有無について確認を実施し、変更がある場合は早急に変更の届出をするよう指導しました。</p> <p>市の施設である以上、人事異動があったとしても防火管理者が不在となることのないよう継続的に年度当初に指導します。</p>	消防局 予防課	57



包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>立入検査の際のノウハウの蓄積について</p> <p>消防予防・危険物ともに立入検査については規定や細則は存在するものの、詳細に手順を記載したようなチェックリストは存在しないが、運用としては、新規に配属された職員が立入検査を実施する際には、経験のある職員と一組になって検査を実施しているとのことである。</p> <p>課として経験から得た知識やノウハウを蓄積するため、実務で判断に迷う点に関しては積み上げてきた判断実績を残すためにも、実地判断に則したチェックリストを作成することが望ましい。</p>	<p>立入検査の際のノウハウの蓄積について、査察時に活用できるチェックリストの作成に着手します。</p>	<p>消防局 予防課</p>	<p>59</p>
<p>防火対象物・防災物品の違反に関する予防システムへの保存について</p> <p>防火対象物・防災物品については、法令違反となっているものは紙面において違反を記載し、都度指導をしているが、予防システムへは未設置等の重要な違反については登録しているものの、細かな違反については登録していない。</p> <p>和歌山市火災予防査察要綱第20条における査察の結果不備欠陥事項が認められた場合には、同第21条、第22条において、立入検査結果の通知書を交付した上で、改善計画の提出を求め、改善状況を確認するための調査を実施することとなる。</p> <p>当該改善状況の記録及び継続的なモニタリングのためにも、予防システムを更に活用し、違反の履歴はシステムにおいても保存することが必要である。</p>	<p>防火対象物・防災物品の違反に関する予防システムへの保存について、違反についてはできる限りシステム入力しているものの統一性がなく曖昧となっている部分は、入力方法の統一を図ります。</p>	<p>消防局 予防課</p>	<p>64</p>
<p>予防システムの活用について</p> <p>予防査察の違反に関しては、予防システムに登録しているものの違反通知は当該システムから出力するのみではなく、文書作成ソフトから作成して発出することもある。</p> <p>和歌山市火災予防査察要綱第20条においては、システム以外からの作成も認められるが、業務効率化の観点からも予防システムへ違反を登録し違反通知についても当該システムから出力するべきである。</p>	<p>予防システムの活用について、予防システムへの違反の登録を徹底するとともに、通知書についても当該システムから原則出力するようにします。</p>	<p>消防局 予防課</p>	<p>64</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>消防車両の更新投資について</p> <p>予算の流用とは、年度途中において、緊急を要する支出が発生した場合に、予算が足りないときに補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいう。地方自治法第220条2項によると、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができるとしており、緊急性がある場合等のやむを得ないときの例外的な対応策である。</p> <p>和歌山市消防局では、令和2年度に消防ポンプ自動車（CD-I型）を購入しており、47,432,000円の予算執行に際して予算流用を実施している。</p> <p>流用した経緯として、消防局で所有している16台のポンプ車のうち3台が出動不能となったとのことで、別の古い車両を更新するための予算を2台に充当し、残り1台について予算の流用により対応したとのことである。</p> <p>ポンプ車は消火活動に必要不可欠な車両であり、故障が原因で出動できないという事態は避ける必要があり、緊急の予算の必要性が生じたという経緯は理解できるが、今回のような多額の予算の流用は、予算統制の意義を鑑みて可能な限り避けることが望ましい。当該流用は節間の流用であり、法令で禁止された流用ではないものの、一般論として、多額の流用は可能な限り補正予算で対応すべきである。また、根本的な問題として、通常であれば、車両が故障した際に、他の15台のポンプ車で代替え運用しながら対応すべきところ、予備車両も含めて3台同時に故障するということが自体が問題であり、後述する（車両の利用年数について）で記載しているが、耐用年数を大きく超えて車両を使用していることも故障の一因と考えられる。</p> <p>このような故障案件が発生しないように、また発生した場合でも他の車両を代替え運用する範囲内で対応できるよう予算編成の段階で十分な検討をする必要がある。</p>	<p>今回の流用については、市民の安全、会計年度独立の原則等の観点から緊急性がありやむを得ない対応だったと考えます。</p> <p>車両の更新については、予算編成の段階で関係部局が検討を行い、計画に基づきできる限り耐用年数に近い年数で更新していけるように努めます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>72</p>
<p>随意契約について</p> <p>和歌山市消防局では、令和2年度に消防ポンプ自動車（CD-I型）を購入しており、47,432,000円の予算執行をしている。</p> <p>和歌山市では、物品を購入する際、原則的には予定価格が20,000,000円以上の場合に一般競争入札、20,000,000円未満の場合に指名競争入札とし、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合は随意契約としている。</p> <p>47,432,000円の消防車両を購入する場合は、金額の要件に当てはめると、一般競争入札に該当することとなるが、3台のポンプ車が故障したことにより、火災発生時、ポンプ車の現場到着が遅延することが予想されることから、同項第5号の緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するとして随意契約により業者を決定したものである。</p> <p>今後、同様の事案が生じた場合は、多額の予算を執行するため、競争性の原理及び公平性の観点を含めた慎重な議論が必要である。</p> <p>また、ポンプ車の発注から納品までの期間は半年以上が必要であり、このことが契約を急ぐ要因の一つとなっている。当該要因の解消のためにも、ポンプ車の仕様の標準化についても検討されたい。</p>	<p>随意契約については、今回は市民の安全に関わる緊急性があり、法令の要件に該当すると考えますが、今後、同様の事案が生じた場合には、競争性の原理及び公平性の観点を含めた、より慎重な議論を行います。</p> <p>仕様の標準化については、更新する消防車両の種類が毎年違い、技術の革新もあることから、標準化は難しいと考えます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>72</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>車両の利用年数について</p> <p>車両の耐用年数は、その車両を安全に使用できる目安の期間を定めたものであり、その年数を超えたことにより直ちに安全性に支障がでるといった性質のものではない。しかし、消防局で取り扱う車両は、消火活動や救命活動に使用される重要性の高い車両であり、車両の老朽化等が原因で業務に支障が出た場合の影響は甚大である。</p> <p>車両の更新には多額の予算が必要となり、耐用年数が経過するごとに即座に更新していくことは困難であるという事情はあるが、計画的に更新し、緊急時に適切に稼働できる体制を構築していく必要がある。</p> <p>可能な範囲で耐用年数に近い年数で更新していけるよう努力していくべきである。</p>	<p>予算編成の段階で関係部局が検討を行い、車両更新計画に基づきできる限り耐用年数に近い年数で更新していけるよう努めます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>76</p>
<p>備品台帳の管理について</p> <p>警防課では、購入した備品について備品台帳上で管理しており、年に一度備品の現物を確認する実査の手続きを実施しているが、同課は非常に多数の備品を保有しており、その管理は煩雑であると思われるが、各備品に対して管理番号を付すということをしていない。</p> <p>一般に備品を管理する際に、各備品にその対象物が明確になるように管理番号を付し、その管理番号で管理する方法が用いられることが一般的である。</p> <p>実査を実施する際に、備品台帳とその対象となる備品の紐づけをしていく作業に苦労することもあるとのことであり、今年度、備品管理の方法を改めシステムに登録し、その際に管理番号も付与する取り組みをされているとのことである。</p> <p>効率的な管理ができるよう積極的に推進していただくことが望ましい。</p>	<p>既に進めている備品管理のシステム登録、管理番号の付与について、引き続き整理を行っていきます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>76</p>
<p>警備本部運用マニュアルの整備について</p> <p>警防課は、令和元年度において警備本部運用マニュアルの更新作業をしているが、令和元年度は改訂作業の途中であることから、警備本部を設置する必要がある場合は、「（仮）和歌山市消防局警備本部運用マニュアル」として、正式版では無いバージョンを用いて運用している。</p> <p>警備本部は災害時等に災害対応等の中核を担う役割があり、万全の体制で設置される必要があることから、警備本部運用マニュアルについて正式版を策定する必要がある。</p>	<p>現行の（仮）マニュアルに、東消防署岡崎分署の開庁に伴う組織替えを反映させ、令和4年度当初に施行できるよう作業に着手しています。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>77</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>防火水槽の耐震化の状況について</p> <p>地震等の大規模災害が発生した際に、水道管等が破損した場合、消火栓を利用した消火ができなくなることがあり、そのとき、防火水槽が消防活動において重要な役割を果たすこととなる。</p> <p>一方で防火水槽についても耐震化が不十分な場合、亀裂や破損が発生し、十分に役割を果たすことができないことが想定される。</p> <p>そのため、防火水槽の耐震化は防災の観点から非常に重要である。</p> <p>和歌山市では、非耐震の防火水槽に対して簡易耐震の工事を進めている。</p> <p>簡易耐震は通常の耐震工事と比較して費用が軽微で済み、また、規模の大きい地震に対しても耐えうるとのことであり、積極的に推進しているとのことである。</p> <p>和歌山市では、令和2年4月時点において、耐震の防火水槽が743カ所、非耐震の防火水槽が1,032カ所市内各所に設置されている。</p> <p>非耐震の防火水槽のうち周りに有効な水利が無いものは、有事に備え順次整備が推進されているところであるが、簡易耐震化が未了となっているカ所については、近い将来大規模災害が発生したときに防火水槽が破損し、十分に役割を果たすことができないことが考えられる。</p> <p>予算の状況を考慮しながらとはなるが、積極的に耐震化を進めて、災害時への備えを充実することが必要である。</p>	<p>現在進めている簡易耐震化計画は、非耐震の防火水槽のうち周りに有効な水利がないものについて、優先度の高いものから順に簡易耐震化を進めているものですが、開発行為による防火水槽の新設等の環境変化があるため、随時見直しを行い、順次着工していく予定です。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>77</p>
<p>防火水槽用地の無償借り受けについて</p> <p>警防課では、防火水槽用地として和歌山市内の民有地について合計70カ所の借受を実施している。</p> <p>借上期間は長期にわたるものが多く、古いものでは昭和26年から借受を行っている。</p> <p>契約書のあるものは、いずれも無償であり、また、契約期間も永年であるとされている一方で、そもそも契約書が締結されていないケースや、契約書のあるものでも所有者が自身の所有地に防火水槽があることに気づいていないケースもある。</p> <p>契約の締結が無い防火水槽については、トラブル回避の観点から可能な限り契約を締結することが望ましい。また、契約の締結がある防火水槽についても、トラブルとなりうるものをあらかじめ識別している場合には、事前に内容を把握し、スムーズに対応できるよう体制を構築していく必要がある。</p> <p>さらに、契約が古いものの場合、相続等により土地所有者が変更となっていることも考えられることから、定期的に契約内容を見直すことが必要である。</p>	<p>民有地を借受している防火水槽について、定期的に所有者を確認する等、トラブル回避の観点から必要な情報を事前に把握し、スムーズに対応できるような体制を築けるように努めます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>78</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>救急隊の人員確保について</p> <p>消防力の整備指針第28条で必要とされる救急隊員数は和歌山市の場合130名であり、実際の和歌山市の消防隊員数128名とほぼ同数であるが、兼務隊員が72名であることを考慮すると十分に人員が足りているという状況には無い。</p> <p>救急出動回数は、年々増加傾向であることを鑑みても人員数の充足は重要である。人事交流等を活用し事務職に従事する人員を増員する等の対策も有効である。</p>	<p>消防力の整備指針に規定する人員数をほぼ確保しているとともに、救急隊数、救急救命士資格を持った消防隊員の配置等により、総合的には人員が足りている状況であると考えます。</p> <p>さらに市民サービスの向上を目指し、組織再編、人事交流等により充足率を上げていけるよう努めます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>81</p>
<p>救急車の適正利用の広報について</p> <p>和歌山市では、救急安心センター事業（#7119）の活用を検討中であり、令和2年度に和歌山県消防長会救急部会において導入を要望しているところである。</p> <p>和歌山市では、市民からの救急車の通報に対して真摯に取り組んでおり、市民の安心安全を守っていく活動を実施しており、こうした施策を積極的に活用していくことで、救急車を利用するほどでは無い軽微な傷病者等の通報を回避できる可能性が高まると考える。</p> <p>さらなる救急車の適正利用を促す取り組みを実施していくことが望ましい。</p>	<p>救急車適正利用の広報活動は、メディアや消防局ホームページなどを活用して、積極的に実施しており、今年度もSNSの活用など更に取り組んでいます。</p> <p>また、救急安心センター事業（#7119）は、昨年度と同様に和歌山県統一の導入を図るよう和歌山県担当部局に要望しています。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>83</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和2年度）

〔監査テーマ〕 消防事業に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>訓練におけるフィードバックの活用について</p> <p>消防局では日常から災害対策の強化、救急・救助体制の強化等を図るため、訓練を実施している。</p> <p>訓練では、基礎錬成、救助訓練、小隊訓練といった項目が設定され実施されている。</p> <p>実際の訓練回数、実施延べ人員及び実施延べ時間については集計され、消防局で把握している。目標数値の設定は、各小隊の任務や車両次第で条件が大きく異なることから各小隊で設定している。</p> <p>目標を設定した場合、フィードバックを活用することが重要であるが、各小隊のフィードバックが他の小隊に十分に活用できていない。</p> <p>フィードバックを活用する一般的な管理手法としてPDCAサイクルがあり、これに基づいた訓練の実施が望ましい。</p> <p>具体的には、まずPlan（計画）として、各種訓練の回数等の目標を設定する。次に、Do（実行）として、計画に基づいて実際に訓練を実施する。そして、Check（評価）として、計画と実績を比較し、計画に沿った訓練が実行できたかを検証する。さらに、Action（改善）として、Check（評価）の結果あぶりだされた課題について解決策を検討し改善する。また、この改善策を考慮に入れながら次年度のPlan（計画）を策定するというサイクルである。</p> <p>個々の隊員ごとの得手不得手を把握し個別に訓練のアフターフォロー等については実施されているとのことである。警防課で各小隊の計画値、実績値を収集し、各小隊のフィードバックを活用し訓練の効果をより高めていくことが望まれる。</p>	<p>消防局全体で実施する訓練については、PDCAサイクルが充実し各小隊にフィードバックとして活用されているが、個々に実施する訓練については十分活用されていない部分もあるため、積極的に共有し訓練効果を高めるように努めます。</p>	<p>消防局 警防課</p>	<p>84</p>
<p>大災害における指令共同運用システムの利用について</p> <p>4市1町で通信指令業務の共同運用システムを導入したことで、機器購入費の削減や人員の適正な配置ができ、また隣町の情報を得られるといったメリットがあったようだが、台風や地震により大規模な災害が4市1町を同時に襲った場合に多数の119番通報が一局に集中することによる対応の遅延、また同システムが被害を受けた場合、4市1町に影響が及ぶというデメリットがある。</p> <p>なお、同システムは、部分的な故障で各市町に影響が及ぶということがないように、冗長化及びバックアップが行なわれている。</p> <p>同システムを運用開始後、上記デメリットのような事例は発生していないが、今後予想される大災害に備え、対策を綿密に立てておくことが望ましい。</p>	<p>高機能指令システムを継続して安定運用するため、令和3年度に老朽化や機能低下した機器等を更新し、システムの障害回避と機能維持を図ります。</p> <p>また、次期指令システム更新時に、より精度を高めるよう令和3年度から検討を開始しています。</p> <p>「通信非常運用体制に関する指針」に基づき、指令システムに障害が発生した場合等における緊急措置対応及び119番通報輻輳時における対応能力の向上を目的とした研修及び訓練について年間計画を作成、非常時における災害対応能力及び各本部との連携の向上に努めます。</p>	<p>消防局 指令課</p>	<p>91</p>